

公的研究費の不正行為の防止等に向けた取組方針

(社) 雨水貯留浸透技術協会

1 趣旨

本取組方針は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・運営のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日通知)に基づき、競争的資金等の補助金研究における不正防止に必要な体制を整備するために、当協会の公的研究費の適正な管理を行うための基本となる方針を定める。

2 適用範囲

本方針において適用対象となる公的研究費は、文部科学省又は同省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等をいう(以下、「公的研究費」という。)

3 責任体制

公的研究費の運営・管理を適正に行い、不正防止を図るため、機関全体として以下の責任体系を定める。

- (1) 会長は「最高管理責任者」として、機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- (2) 常務理事は「統括管理責任者」として、「最高管理責任」を補佐し、機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理についての実質的な責任と権限を持つ。
- (3) 技術部長は「部責任者」として、技術部における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
- (4) 総務部長は「部責任者」として、事務局総務部における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
- (5) 会長は常務理事及び総務部長、技術部長が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

4 職務権限等

各段階の関係者の職務権限及び組織の事務分掌については、定款に定めるもののほか当協会の諸規定(組織規程、会計処理規程、旅費規程等)に定めるところによる。

5 行動規範

職員等は、公的研究費は公的資金によるものであり、本協会の責任において管理するものであることを十分に認識し、次に定める行動規範を遵守しなければならない。

- (1) 公的研究費による研究を行う者(以下「研究者」という。)は、研究者として

の倫理を守り、研究の推進に当たっては、この方針に従い公的研究費の適正な使用に努めなければならない。

(2) 職員等は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識の下で公的研究費を管理しなければならない。

(3) 研究者及び職員等は、公的研究費の事務処理に関する権限と責任について理解を共有し、この方針に基づき、職務権限に応じた明確な決裁手続き等を行わなければならない。

2 最高管理責任者は、研修、指導等を通じて、前項の行動規範等を周知徹底し、関係者の意識向上に努めなければならない。研究者は、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を十分に認識すること。

事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を行う立場にあることを十分に認識すること。

6 不正防止計画

最高管理責任者は、公的研究費を適正に運営・管理するため、不正を発生させる要因を把握し、不正行為の防止等に向けた不正防止計画を定めなければならない。

7 不正防止計画推進部署及び担当者

不正防止計画を推進する部署は技術部及び総務部とし、技術部長及び総務部長は実務担当者に不正防止計画に基づき不正の防止に係る啓発等を実施する。

8 事務処理手続

公的研究費に係る事務処理手続については、当協会が別に定める「公的研究費執行手続き」に従い適正に行う。

9 相談窓口

公的研究費の取扱い及び事務処理等に関する機関内外からの相談窓口を総務部に置く。

10 内部監査

公的研究費の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリングを行うことを目的に、内部監査部門を設ける。

内部監査は監事が総務部の協力を得て実施し、関係職員等は内部監査に協力しなければならない。

統括管理責任者は内部監査結果報告に基づき是正措置等の必要な措置を講ずる。

11 通報（告発）の受付窓口

公的研究費の不正に関する通報窓口を総務部に置く。

総務部は通報された事案を速やかに統括管理責任者に報告するとともに、通報者の保護について十分配慮するものとする。

12 不正使用に係る調査

不正使用が疑われる場合あるいは不正使用の事実を確認する必要がある場合は、内部監査部門が関係者への聴き取り並びに現地確認等の調査を実施するものとする。

13 不正使用を行った者に対する懲戒

不正使用を行った職員等に対しては、当協会の職員就業規則に基づき最高管理責任者が懲戒を行う。

14 取引停止等の処分

最高管理責任者は、取引に当たり不正行為等を行った業者に対し取引停止等の処分をしなければならない。

平成21年10月1日 制定